

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道立道民活動センター条例施行規則の一部を改正する規則……（総務部総務課）	1
○動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則 ……………（生物多様性保全課）	1
○北海道病院事業条例施行規則の一部を改正する規則……………（道立病院室）	1
○北海道立診療所条例施行規則の一部を改正する規則……………（地域医療課）	2
○北海道立衛生研究所条例施行規則の一部を改正する規則……………（地域保健課）	2
○北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則……………（地域保健課）	2
○北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則……………（道有林課）	2

規 則

北海道立道民活動センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第28号

北海道立道民活動センター条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立道民活動センター条例施行規則（平成3年北海道規則第90号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、同条第3号ア中「エ」を「ウ」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間における北海道立道民活動センターの利用に係る利用料金の減免については、この規則による改正後の北海道立道民活動センター条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における北海道立道民活動センターの利用に係る利用料金の減免については、改正後の規則第7条に定めるもののほか、主として65歳以上の者で組織された団体が主催する会議又は研修等で利用する場合であって、参加者が主として65歳以上の者であるとき（北海道立道民活動センター条例（平成3年北海道条例第14号。以下「条例」という。）別表2又は3の事項の規定の適用を受けるときを除く。）は、利用料金（駐車場に係るものを除く。以下同じ。）の額の5割に相当する額を限度として利用料金を減額することができることとする。

4 前2項に規定する期間において条例第14条第1項の規定により知事が北海道立道民活動センターの管理に係る業務を行う場合においては、前2項中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする。

動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第29号

動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

動物の愛護及び管理に関する法律施行細則（平成18年北海道規則第43号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「850円」を「900円」に改め、同項第2号ア中「1,200円」を「1,250円」に改め、同号イ中「800円」を「850円」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

北海道病院事業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第30号

北海道病院事業条例施行規則の一部を改正する規則

北海道病院事業条例施行規則（昭和43年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「条例」を「北海道病院事業条例（昭和42年北海道条例第45号。以下「条例」という。）」に改める。

第6条第1項の表使用料の部分べん料の項中「89,000円」を「138,000円」に改め、同部新生児保育料の項中「8,400円」を「8,640円」に、「7,780円」を「8,000円」に、「5,880円」を「6,040円」に、「5,450円」を「5,600円」に改め、同部死体検案料の項中「3,780円」を「3,990円」に改め、同部子宮内避妊器具の挿入及び除去料の項中「5万2,050円」を

「55,180円」に、「2万620円」を「21,380円」に改め、同部特別長期入院料の項中「2,510円」を「2,160円」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条の2第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

北海道立診療所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第31号

北海道立診療所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立診療所条例施行規則（昭和63年北海道規則第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表使用料の部分べん料の項中「89,000円」を「138,000円」に改め、同部新生児保育料の項中「8,400円」を「8,640円」に、「7,780円」を「8,000円」に、「5,880円」を「6,040円」に、「5,450円」を「5,600円」に改め、同部子宮内避妊器具の挿入及び除去料の項中「5万2,050円」を「55,180円」に、「2万620円」を「21,380円」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

北海道立衛生研究所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第32号

北海道立衛生研究所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立衛生研究所条例施行規則（昭和63年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表食品の部中5の項を削り、6の項を5の項とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第33号

北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道保健所条例施行規則（昭和63年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。

別表水の項中「1,200円」を「1,350円」に、「3,470円」を「3,550円」に、「7,600円」を「9,900円」に、「2,250円」を「2,900円」に、「7,000円」を「9,100円」に、「1件につき 6,000円」を「1件につき 7,800円」に、「9,950円」を「12,900円」に、「10,600円」を「12,700円」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第34号

北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則

北海道有林野の産物売払規則（昭和36年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。

第39条中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道有林野の産物売払規則の規定は、この規則の施行の日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前において行われた契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。